

令和5年8月  
(第1回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和5年8月25日(金曜日)

令和5年8月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年8月25日（金曜日） 午前9時00分～午前10時00分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員（10人）

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	淵脇 耕二
〃	2番	徳留 徳次
〃	3番	田淵 哲朗
〃	5番	溝田 耕一
〃	7番	富田 良成
〃	8番	吉永 一雪
〃	9番	山之口 勝一
〃	10番	川田原 司
〃	12番	横原 洋伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 木佐貫 公子

事務局書記 中島 大貴

佐多支所産業グループ 持留 明広

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いに係る証明について

議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の変更について

## 6 会議の概要

議 長： ただいまから、令和5年8月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は10名です。6番、後藤委員と11番、北之口委員から欠席の届けがありました。よって12名中10名の出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、11名の出席でございます。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、1番の淵脇委員と2番の徳留委員の両名を指名致します。  
本日の会議書記には事務局職員の持留氏と中島氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
許可申請は3件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが3件でございます。

(1ページ 議案第1号の議案書、2ページの集計表の読み上げ)

受付番号1番の資料については、3ページ、4ページをそれぞれお目通しください。  
また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。  
よろしく申し上げます。

議 長： それでは、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔に申し上げます。

8 番： 8番吉永です。今回の申請は、今年の2月から3月には売買の話がまとまっていたのですが、地域振興公社を通じて借りていたため、解約に時間がかかり今月となりました。申請地は〇〇内の〇〇の跡地になり、ハウスについてはすでに〇〇より購入済みですが、土地については借りてほしいとの所有者の意向により地域振興公社を通じて借り、ミニトマトの栽培を行っております。このまま借り続けるのも将来的に負担が増えると考え今後もミニトマトを栽培するとのことで売買の相談をしたとのことでした。なお、譲受人は〇〇を運営し、〇〇でも50aのハウスでミニトマトを栽培しております。そのため、問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の弥永推進委員、なにかご意見等ありませんか。

(意見、質疑なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第1号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第1号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第1号、受付番号2番、3番ですが、関連しております為、一括で審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号2番、3番の資料につきましては、5ページから7ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても、併せてご覧いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

5番： 5番溝田です。8月20日10時より申請人、岩下推進委員、私で調査いたしました。現地は県道〇〇線の途中、〇〇集落内の〇〇の北側100mを西に入った〇〇地区の水田地帯の東端で北と西は水田となっており、米が作付けされており、南と東側は山林と畑です。現在、耕運はされておりますが、作付けはされておられません。調査の意見として、申請人はかねてから譲渡人から借りてバレイショなどを栽培されておりましたが、売買の相談があり、本申請に至りました。申請地の北側も譲受人が水稻などを耕作しており、この地区で中心的な農家のため、申請は何ら問題ないと思えます。以上です。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明および担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当委員の岩下推進委員、なにかご意見等ありませんか。

推進委員： 就任後、初めて現地確認を行いました。譲受人はご高齢ですが、精力的に頑張っており、農地も綺麗に耕作されておりましたので、私も問題ないと思えます。

議長： ありがとうございます。他の方はございませんか。よろしいですか。

(意見、質問なし)

議長： それではまず、受付番号2番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、  
議案第1号受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第1号受付番号2番は許可することに決定いたします。  
続けて、受付番号3番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思  
います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号3番について、許可やむなし。  
とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、  
議案第1号受付番号3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第1号受付番号3番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第2号「非農地証明願いに係る証明について」を議題といたします。  
申請件数は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、8ページの議案第2号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明願いに係  
る証明の申請は1件です。

(8ページ 議案第2号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、9ページから11ページです。  
また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通しください。  
よろしくをお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

1番： 1番淵脇です。8月21日に半田推進委員、申請人、私の3名で確認いたしました。  
現地は〇〇自治会にあり、申請人住宅の東側に位置します。昭和50年代に申請人の  
叔父が相続し、死亡後に息子が相続している土地で、相続人は長年県外に居住し、帰  
郷することなく、申請地の耕作もしなかったため、自然林が繁殖し、写真のとおり、  
山林化している状況です。今後も農地としての利用は見込めず、隣接する土地もすべ  
て山林化が進んでいることから非農地として判断しても問題ないものと思われま

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び報告がありましたが、これよ  
り質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

地区担当の半田推進委員、何かご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第2号について、証明やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございました。  
全推進委員、非農地としての証明やむなし。でございます。  
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第2号について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第2号は、非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局： それでは、12ページの議案第3号の議案書をご覧ください。農業振興地域整備計画の変更に係る意見については1件です。

(12ページ 議案第3号の議案書の読み上げ)

受付番号1番については、木材の売買等に関する整備計画の変更でございます。資料は13ページから19ページまでです。それぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

議長： ここで担当委員の現地調査の報告ですが、私の担当地区ですので、報告します。8月21日に溝田委員、宇都推進委員、事務局と申請人の代理人と私で確認しました。現地は〇〇自治会、〇〇にあり、周辺は住宅が点在していました。現在は、樹齢50年以上の杉林となっております。周辺農地も日陰地となっており、遊休化が進んでしまっているため、申請は妥当かなと思います。よろしく申し上げます。  
みなさま、ご意見ご質問等はありませんか。地区担当の宇都推進委員、何かありましたらお願いします。

1番： よろしいですか。

議長： どうぞ。

1番： 農振地域内の山林を伐採する際は、伐採届を先に手続するほうが良いのか、農振除外等が先がいいか、どちらでしょうか。

事務局： 流れとしては、農振地域内であれば、農振除外をはじめに行い、そのあと、地目が農地のままであれば非農地申請を、そして伐採届の順番で行ってほしいと、経済課の担当と確認を行っております。

8 番： はい

議長： 吉永委員どうぞ。

8 番： この会社は何を行っている会社なのですか。

事務局： 農振担当からは木材関係の会社と聞いております。

3 番： すいません。

議長： 田淵委員どうぞ

3 番： 申請地は過去の全体見直しでは除外されなかったのでしょうか。

事務局： 過去の全体見直しでは、外されなかったか見落としで外されていなかったかと担当から聞きました。

3 番： 過去の全体見直しについて今一度説明いただけないでしょうか。

事務局： 経済課の担当に次回総会時に対応できないか確認しておきます。

議長： よろしいですか。それでは、議案第3号について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第3号について承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第3号について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第3号は、承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付します。

議長： 次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(20ページ 議案第4号の議案書の読み上げ)

21 ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

22 ページから 23 ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。

議長： 2 番に田島推進委員に関する議案が提出されております。よって南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限のより退出していただきます。

(田島推進委員 退出)

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等はありませんか。

8 番： よろしいですか。この W C S の借地料はこんなもんなのですか。野村委員の地区はどんな感じですか。

推進委員： 私のところでは、反当 5, 000 円くらいが平均だと思います。

議長： この〇〇さんですが、〇〇事業で使用している田んぼの隣を〇〇さんに借りて耕作しています。金額については、所有者へはこの 2 万円しか支払われない契約になっているんだと思います。そして〇〇さん自身が畜産農家と契約しているのではないかと思います。よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(意見、質問なし)

議長： それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第 4 号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、異議なし。でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 4 号はについて、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 4 号は計画のとおり決定いたします。

(田島推進委員入室)

議長： 次に報告第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

事務局： 農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行っております 3 件について、耕作者変更の届けがありましたので、報告いたします。

(24 ページ 報告第 1 号の議案書の読み上げ)



事務局： 25ページに詳細を記載しておりますが、設定を受ける者の氏名の上段が、新たに借り受ける者、下段のカッコ書きが前耕作者となります。その他の詳細については、それぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。  
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。これについては、報告でございますので、採決はいたしません。

議長： 以上で、本日の議案の審議すべてを終了いたしました。  
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： その他、9月の行事予定について

議長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、令和5年8月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員